

個別規程 IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE

令和 8 年 10 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(種類)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE には、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	対応する NTT 提供回線(注)	
	NTT 東日本	NTT 西日本
ビジネスタイプ	フレッツ 光ネクスト/ビジネスタイプ フレッツ 光ネクスト/プライオ 10	フレッツ 光ネクスト/ビジネスタイプ
ベーシックタイプ	フレッツ 光ネクスト/プライオ 1	なし
ファミリー・マンションタイプ	フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/オフィスタイプ・ファミリー フレッツ 光ネクスト/オフィスタイプ・マンション フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ギガファミリー・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト/ギガマンション・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ギガラインタイプ	フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/オフィスタイプ(ファミリー) フレッツ 光ネクスト/オフィスタイプ(マンション) フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ネクスト/マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光クロス/ファミリータイプ

	フレッツ 光ネクスト/マンション・ ギガラインタイプ フレッツ 光クロス フレッツ 光クロス/オフィスタイ プ フレッツ 光クロス Biz	フレッツ 光クロス/マンションタ イプ フレッツ 光クロス/オフィスタイ プ(ファミリー) フレッツ 光クロス/オフィスタイ プ(マンション) フレッツ 光クロス Biz
--	--	---

(注)NTT 提供回線には、当社又は当社が定める第三者が提供するコラボ光回線(上記表中に定める回線に対応して提供される回線に限定します。)を含みます。

第 2 条(品目)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE には、種類毎に、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

(1) ビジネスタイプ関係

品目	内容
/48	割り当てられる IPv6 アドレスのプレフィックス長が 48 であるもの

(2) ベーシックタイプ関係

品目	内容
/48	割り当てられる IPv6 アドレスのプレフィックス長が 48 であるもの

(3) ファミリー・マンションタイプ関係

品目	内容
/48	割り当てられる IPv6 アドレスのプレフィックス長が 48 であるもの

第 3 条(最低利用期間)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE 契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 4 条(IP アドレスの特定)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE において使用できる IP アドレスは、IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE を利用することはできません。

第 5 条(利用資格)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE を利用するには、第 1 条(種類)に定める「対応する NTT 提供回線」(当社が提供する IIJ 回線マネジメント/F サービスにより提供される回線を含むものとする。)の契約者である必要があります。

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE の利用に係る NTT の收容 IP 通信網サービス取扱所につき、その変更を請求することができるものとします。ただし、契約者に割り当てられた IP アドレスの変更を伴わない場合に限りです。

2 契約者は、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE の品目を変更することはできません。

第 7 条(ネットワークの接続)

当社は、当社が定める技術基準に従って、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE 対応回線の利用に係る IP 通信網と当社が IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE を提供するために設置するネットワーク接続装置との接続を行います。

第 8 条(品質保証)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE においては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

(1) 遅延時間

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 9 条(サービスの廃止)

当社は、NTT 又は当社もしくは当社が指定する第三者が、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE 対応回線の提供を終了した場合、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE を廃止します。

第 10 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 11 条(料金)

契約者が、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 13 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 4 に定めるところにより IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2 IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE において第 8 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合は、当社は、別紙 4 に定めるところにより、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE の料金の減額を行うものとします。この場合において第 1 項の減額と本項の減額とが重複するときは、当該減額の合計額は、月額費用の額をその限度額とします。

第 14 条(技術的事項)

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE における技術的事項は、別紙 5 のとおりとします。

附則

平成 23 年 6 月 1 日施行

この契約約款は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

平成 24 年 5 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 24 年 5 月 1 日から実施します。

2 平成 24 年 4 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス契約は、IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE 契約として有効に存続するものとします。

平成 24 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

平成 24 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

平成 25 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

平成 25 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

平成 25 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

平成 26 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

平成 26 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

平成 28 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

平成 28 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

令和 3 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。

令和 4 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 12 月 1 日から実施します。

令和 5 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

令和 7 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

令和 7 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 11 月 1 日から実施します。

令和 8 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE における 品質保証 [第 8 条関係]

遅延時間

(1) 保証基準利用月における当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの平均遅延時間が、以下に示す保証値を超えないこと。

区間	保証値
国内	25ms

備考

(1)国内区間とは、当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの区間をいいます。

別紙 2 IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE における 料金等 [第 11 条関係]

1 初期費用

(1) ビジネスタイプ

品目	料金
/48	当社が別途契約者に示す金額

(2) ベーシックタイプ

品目	料金
/48	当社が別途契約者に示す金額

(3) ファミリー・マンションタイプ

品目	料金
/48	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) ビジネスタイプ

品目	料金
/48	当社が別途契約者に示す金額

(2) ベーシックタイプ

品目	料金
/48	当社が別途契約者に示す金額

(3) ファミリー・マンションタイプ

品目	料金
/48	当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 12 条関係]

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE の種類及び品目に応じ、第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

別紙 4 料金の減額 [第 13 条関係]

1 利用不能時の減額 (第 13 条第 1 項関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

2 品質保証違背時の減額 (第 13 条第 2 項関係)

月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。

別紙 5 技術的事項 [第 14 条関係]

IIJ IPv6 FiberAccess/F サービス タイプ PPPoE における責任分界点は、当社通信機器と NTT の IP 通信網の相互接続点との接続点とします。